

町立西保育所の民営化について



【保護者説明会資料】



第1回 6月19日(金)午後 5時00分～

第2回 6月20日(土)午前10時00分～

※両日ともに同じ説明内容、1時間程度の予定時間です。

※両日ともに場所は西保育所遊戯室です。

※この資料を説明会当日、ご持参ください。

熊取町健康福祉部保育課

■はじめに

児童福祉法では、「市町村は保護者が労働等により、その児童について保育が必要である場合は、公立・民間保育所（認可保育所）において、保育しなければならない」とあります。

⇒ 町立・民間の運営主体に関わらず、町に保育実施の責務があります。

また、保育実施にあたっては、厚生労働省の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」、「保育所保育指針」等に従うこととなります。

⇒ 町の公的責任として管理・指導等を行いながら、保護者の皆様が安心して子どもを預けることができ、すべての子どもが大切にされ、いきいきと健やかに成長できるよう保育を実施しているところです。

■目次

- ①町における保育の現状等
- ②民営化の取り組み
- ③民営化に向けたスケジュール
- ④代表的な質問事項

①町における保育の現状等

・町内全保育所の0～5歳児(保育認定)児童数

(単位:人)

時点	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
0歳～5歳児 全体人数	2,091	2,116	2,115	2,058	2,077
0歳～5歳児(保育認定) 町内全保育所児童数	1,037	1,045(前年+8)	1,101(前年+56)	1,114(前年+13)	1,183(前年+69)
うち町内民間園 (保育認定)児童数	457	472	495	539	641
0歳～5歳児 保育所入所割合	49.6%	49.4%	52.1%	54.1%	57.0%

※町内全保育所児童数(町立及び民間保育園、認定こども園)

※各年度4月1日時点

0歳から5歳児の全体人数は少子化もあり、やや減少傾向。
保育所等(保育認定)児童人数、及び入所割合は増加。

・町内保育所等における保育の実施状況

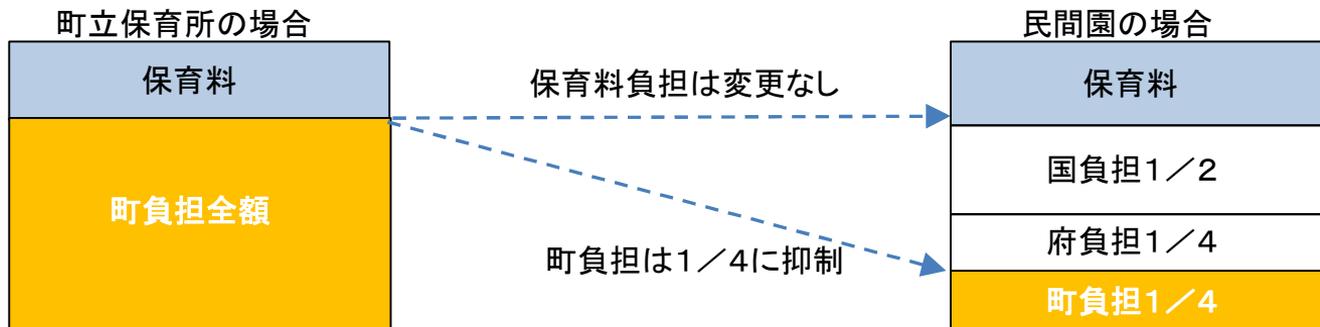
	名称	開所時間(月～土) 午後6時以降は延長保育	産休明け保育 (生後57日～)	休日保育	病児保育	一時預かり保育
町立	中央保育所	午前7時～午後7時	対応	—	体調不良児対応型	—
	東保育所	午前7時～午後7時		—	体調不良児対応型	—
	西保育所	午前7時～午後7時		—	体調不良児対応型	—
	北保育所	午前7時～午後7時		—	体調不良児対応型	—
民間	アトム共同保育園	午前7時～午後10時		対応	体調不良児対応型	対応
	つばさ共同保育園	午前7時～午後8時		—	体調不良児対応型	対応
	すみれ保育園	午前7時～午後10時		対応	体調不良児対応型	対応
	認定こども園 さくらこども園	午前7時～午後8時		—	—	対応
	認定こども園 フレンド幼稚園	午前7時30分～午後7時 (午後6時30分以降は延長保育)	6ヵ月～	—	体調不良児対応型	—

②民営化の取り組み

・民営化の必要性について

- 共働きの増加、様々な働き方による保育ニーズに対して、休日保育や長時間の延長保育等の保護者の就労状況に応じた対応ができるよう、さらなる保育サービスの充実が必要
- 幼児教育・保育の無償化により、町立保育所の財政負担がさらに増加するなど、新たな課題への対応が必要
- 民営化により生まれた財源を活かし、子育て支援の充実を図る

【参考】認可保育所の運営費負担割合



・これまでの民営化等の実績

- 平成15年4月 第6保育所民営化(アトム共同保育園) ※平成26年度 園舎建替
- 平成19年4月 第4保育所民営化(さくら保育園) ※平成27年度～さくらこども園、令和2～3年度 園舎建替
- 平成24年3月 第8保育所廃園
- 〃 4月 つばさ共同保育園開園
- 平成28年4月 すみれ保育園開園
- 平成29年3月 南保育所廃園
- 平成31年4月 フレンド幼稚園が幼保連携型認定こども園として開園 ※平成30年度 園舎大規模改修

	平成14年度時点	平成25年度時点	令和2年度時点	令和4年度予定
町立保育所	8園	5園	4園	3園
民間保育園	—	3園	3園	4園
民間認定こども園	—	—	2園	2園

・民営化によるメリットとデメリット

メリット	デメリット
<p>【保育ニーズ】</p> <ul style="list-style-type: none">・長時間の延長保育や休日保育など、多様な保育サービスを提供することができる。・自園給食の実施・民間事業者による独自の特色のある取り組みが期待できる。 <p>【運営費等】</p> <ul style="list-style-type: none">・民間園であれば、運営費については国、府も財政負担する制度となっており、町の負担が1/4となり、その財政効果を活用し、子育て支援の充実を図ることができる・施設整備を行う場合、町立保育所では全て町負担だが、民間では国の補助制度が活用でき、町負担が1/4となる <p>【保育士確保】</p> <ul style="list-style-type: none">・他の町立保育所への配置転換により保育士不足が解消され、待機児童対策に繋がる	<p>【環境の変化による児童や保護者への影響】</p> <ul style="list-style-type: none">・保育士が入れ替わることになり、児童や保護者が不安や負担を感じる。・配慮が必要な児童を受け入れる保育士体制が保護者にとって不安。 <div data-bbox="962 456 1773 788" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"><ul style="list-style-type: none">■ 保護者の方の不安等の解消に努めるため、説明会やアンケートの実施によりご意見を把握し、応募事業者に保護者の方1人ひとりの思いを伝え、事業者選定にあたって留意する。■ 会計年度任用職員を事業者が継続雇用してもらうよう図る。■ 配慮が必要な児童を受け入れるための加配保育士の人件費に対し補助する<p>※民営化後、保護者・事業者・町の三者で必要に応じて協議</p></div>

・民営化を実施する保育所

町立保育所が「地域における子育て支援の拠点」として、地域に根ざした保育を実施するためには、町域にバランスよく立地する必要があります。そのため、現在、4か所ある町立保育所のうち、地理的に近接している中央保育所と西保育所のいずれかを民営化する方向で比較検討した結果、学校施設に隣接し周辺環境が保育所として適しており、また、園庭や保育室などが広く、施設の拡張性も高いことから、西保育所を選定したものです。

③民営化に向けたスケジュール

令和2年6月～ 民営化に向けた保護者説明会、保護者アンケートの実施
※保護者アンケートにより、選定委員会や応募法人に保護者の皆様の思いを伝えます。

令和2年度

令和2年7月～
10月 } 移管先事業者の選定
※移管先事業者の選定は、公平性・透明性・専門性を担保するため、「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会」で行います。

令和3年1月～ 保護者・事業者・町の三者による協議
※協議内容の例として、保育料以外の新たな費用が発生するサービスについては、保護者の同意を得た上で行います。

令和3年度

令和3年4月～
令和4年3月 } 引き継ぎ保育
※子どもへの影響を最小限に抑え、保護者の皆様が安心して子どもを預けられるよう、町立で培ってきた保育内容などの引き継ぎを1年間かけて行います。

令和4年度

令和4年4月 民間移管(民営化)
※移管後においても、町が必要に応じて助言や指導を行います。

④代表的な質問事項

1. 民営化に関すること

- Q1 町立保育所の民営化とはどういったものですか
- Q2 民営化によって保育料や入所基準などは変わるのですか
- Q3 2年後の民営化は決定ですか
- Q4 民営化した場合、町の関与はどうなりますか

2. 施設・設備に関すること

- Q5 建物については、建て替えるのですか
- Q6 民営化すれば送迎用の駐車場の整備はしてもらえますか

3. 選定(募集)基準に関すること

- Q7 移管先の事業者はどのように選ぶのですか
- Q8 過去の民営化における事業者の応募状況等はどうでしたか
- Q9 募集の条件や基準はどのようなものですか
- Q10 事業者選定の際は、園長の人となりや点数に反映されるようにしてほしい

4. 選定委員会に関すること

Q11 選定委員会の構成員に保護者代表は加わるのですか

Q12 選定委員会の構成員に現場のことを理解している保育士も加わるのですか

5. 引継ぎ保育、保育運営に関すること

Q13 引継ぎ保育とはどのようなものですか

Q14 引継ぎ期間が1年ということで、期間が短く保護者は不安を感じるのではないですか

Q15 民間の保育方針には独自性があると思いますが、過去の民営化で保育が大きく変わった点がありますか

Q16 民間でも町立のように加配保育士をつけてくれるのですか

Q17 町立に比べ時給や待遇面で下回る民間保育園に移管することで、保育士がさらに不足しないのですか

Q18 特別保育サービス(休日保育等)は町立保育所でも実施しないのですか
民営化後、保育の質が低下するようなことはないですか

6. その他の事項に関すること

Q19 転所する際に優先的な配慮をしてもらえますか

Q20 町立保育所から民営化移行の過去2回、臨時職員の方が民間園に継続雇用をした人数はわかりますか

Q21 給食はどうなりますか

1. 民営化に関すること

Q1 町立保育所の民営化とはどういったものですか

A)町立保育所の民営化とは、現在、町が設置・運営する保育所について、民間認可保育所として設置・運営する民間事業者を公募により決定し、入所されているお子様を引き続き保育していくことを指します。

したがいまして、民営化しても法律で定める認可保育所であることに変わりはありません。

Q2 民営化によって保育料や入所基準などは変わるのですか

A)0歳児(赤組)から2歳児(黄組)クラスの保育料は、住民税額(所得割額)に応じて、町が決定しますので、民営化を理由に算定方法が変わることはありません。

なお、3歳児(橙組)クラス以上の保育料については、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化により0円となっています。(延長保育料や特別保育に関する費用等については、町、事業者、保護者で協議し、決定することになります。)

また、入所の基準や入所の決定方法につきましても、民営化により変わることはありません。

Q3 2年後の民営化は決定ですか

A)方針としては決定事項です。しかし、事業者選定には一定の基準を設けますので、基準を上回る事業者がなかった場合、また再度募集しても該当する事業者がなかった場合、選定スケジュールを検討のうえ、民営化の時期が延長されることもあり得ると考えます。

民営化に向け、保護者の皆様には進捗状況に応じて情報提供させていただきます。

Q4 民営化した場合、町の関与はどうなりますか

A)保育の実施義務については、児童福祉法において市町村が負うことと規定されています。

しかし、これは運営形態として保育所が公立でなければならないという意味ではなく、市町村に対して公立・民間の形態に関わらず、地域における保育需要に十分に対応するように定めたものです。

また、認可保育所の運営等に関する管理監督責任は町が担いますので、民営化後も引き続き、適正な保育所運営が行われるよう、必要に応じ指導等を行っていきます。

なお、ご意見やご相談を直接に園に言いにくい場合等に備え、第三者委員会による苦情相談体制を構築させるとともに、町の保育所担当課に直接ご相談をいただいた場合は、他の民間園と同様に、園にご意見等をお伝えした上で、関係者に事情を確認し、適切な対応が図られるよう努めてまいりますとともに、毎年度開催しております町立・民間合同の所長会において、情報の共有や意見交換を行ってまいります。

2. 施設・設備に関すること

Q5 建物については、建て替えるのですか

A)これまでの民営化においては、土地は無償貸与、建物については、一定期間事業者は無償で貸与し、その後無償譲渡してきました。

現時点では、民営化当初は、現状のまま無償で土地・建物を事業者には貸与をする方法が一般的と考えますが、町にとって、より良い条件の提案をしてくる事業者があるかもしれませんので、適宜、協議を行った上で決定することになります。

現在の建物について耐震化は済んでいますが、老朽化により、将来的に建て替え等の必要が生じた場合、町の建物の場合、建て替えや大規模改修にあたって直接的な補助制度はありません。しかし民間事業者が保有する建物の場合、国・府等からの補助金を活用し、施設整備を行うことも可能なり、町の財政負担を抑制することができます。そういった点も民営化を検討する要素の一つと言えます。

なお、西保育所は良好な保育環境を維持していくため、今年度、町が大規模修繕工事の設計業務を行い、令和3年度に設計に基づき工事を実施する予定です。

Q6 民営化すれば送迎用駐車場の整備はしてもらえますか

A)西保育所の駐車場の確保については現状も課題として認識していますが、近隣土地の多くは民間又は個人所有であり、確保に苦慮している現状です。民営化を見据え確保できるよう引き続き努めてまいります。民営化によって、事業者による民間活力や柔軟性を活かし、確保に努めてもらえることも期待しています。

3. 選定(募集)基準に関すること

Q7 移管先の事業者はどのように選ぶのですか

A) 移管する事業者の選定は、町が設置する選定委員会において選定基準の項目を作成し、公募により応募のあった事業者からの提出資料や提案内容について、当委員会において審査し、最も評価の高い事業者を移管先の候補とする、公募提案型のプロポーザル方式を予定しています。

ただし、評価にあたっては、基準を設けますので、その基準を満たさなければ、移管先として選定することはありません。

Q8 過去の民営化における事業者の応募状況等はどうでしたか

A) 第4保育所(現さくらこども園)の民営化の際は1回目の募集で2者、その際2者とも基準以下であったので基準は下げず再募集をかけ、4者の応募がありました。

また、平成30年度の西保育所民営化移管先事業者の選定の際は、3者の応募がありました。

Q9 募集の条件や基準はどのようなものですか

A) 今後の選定委員会での検討事項となりますので現時点で明確にお答えできかねますが、例えば、若い保育士ばかりでは経験が浅く心配だということもありますので、保育士の年齢はバランスの取れた構成となっているか、何年以上の保育士経験のある保育士を何%採用する予定であるかなども審査するうえでの基準としていくなども、これから選定委員会においてご議論いただき、決定していくことになります。

Q10 事業者選定の際は、園長の人となり点数に反映されるようにしてほしい

A) 前回の選定においても、園長としての保育理念や保育観などについては、選定のうえでは重要であるとの考え方から、やはり審査視点に含めており、今回も同様に進めていきたいと考えています。

4. 選定委員会に関すること

Q11 選定委員会の構成員に保護者代表は加わるのですか

A) 保護者の皆様の意向を尊重するため、保護者の方にも是非参画していただくべきとの考えから、前回の選定と同様、構成員となっただくこととしました。

ただし、全体の構成人数が6人以内と決まっているので、バランスを考慮して1人とさせていただきます。

学識経験者（2名）	大学准教授 1名、税理士 1名
住民代表（2名）	民生委員児童委員協議会代表 1名、保護者代表 1名
町職員代表（2名）	保育所長 1名、関係部局職員 1名

Q12 選定委員会の構成員に現場のことを理解している保育士も加わるのですか

A) 保護者アンケートを実施するなどして、選定委員に選ばれた保護者1人に責任を負わせることのないように配慮するとともに、ご意見をふまえ、前回の選定と同様に、町立保育所の保育内容、西保育所の運営や現場のことを理解している保育士として、西保育所の所長が選定委員の構成員となります。

5. 引継ぎ保育、保育運営に関すること

Q13 引継ぎ保育とはどのようなものですか

A) 引き継ぎ保育は、民営化により保育士や保育環境が変わることによる、子どもへの影響を最小限に抑え、保護者の皆様が安心して子どもを預けられる保育環境づくりを目的に実施するものです。

移管先事業者の決定から実際に移管するまでの1年間、町立保育所のまま、運営事業者が雇用する保育士と町の保育士が、合同でクラスを受け持ち、保育を行う予定です。十分な引継ぎを行うことで、これまで保護者の皆様や地域とともに、築き上げてきた保育内容や行事等を引き続き実施します。

具体的な内容は、保護者の皆様からの意見なども十分にお聞きしながら、事業者と協議し決定していきたいと考えております。

Q14 引継ぎ期間が1年ということで、期間が短く保護者は不安を感じるのではないですか

A) これまでの民営化の際は、引継ぎ期間を3か月としていましたが、大きな混乱はありませんでした。しかしながら多少の混乱は見受けられたため、今回の民営化にあたっては引継ぎ期間を1年に設定しています。

これは、私どもが調査した結果、最も適切と判断した期間であり、この1年間で町立保育所の保育士が移管先事業者の保育士へ、町の保育方針や保育内容など、子どもの保育を最優先にしっかりと継承し、児童や保護者が不安に陥ることがないように努めます。

また、町立保育所は臨時保育士が多く雇用されており、ご本人が望まれる場合は民営化後も引き続き移管先で雇用していただけるよう事業者積極的に働きかけを行いたいと考えております。

Q15 民間の保育方針には独自性があると思いますが、過去の民営化で保育が大きく変わった点がありますか
A) 引継ぎ保育の際、まずは町の保育方針をベースに引き継いでいただき、その後、徐々に園と保護者が協議を重ねながら独自色を出していくものなので、保育が急激に大きく変わり混乱を招いたようなことは過去にはなかったものと認識しています。

また、常に民間園、町立保育所、保育課をはじめ関係機関は、保育士の資質向上や保育環境の改善などを目的に園内、園外研修、情報交換を行うなど、連携しておりますが、近年、民間園は民営化した園であるか否かに関わらず、待機児童対策や配慮の必要な子どもへの保育などにも積極的に取り組んでいます。

Q16 民間でも町立のように加配保育士をつけてくれるのですか

A) 加配保育士が必要な子どもの受け入れについては、過去においては主に町立保育所が担ってきた経緯があります。

しかし、どの園でも同じように子どもを受け入れできるよう、近年は民間園の加配保育士にかかる補助金を拡充するとともに、臨床心理士、保健師や町立保育所の保育士等が民間園の保育現場で相談支援、助言を行うなど連携・協力することにより、公民ともに同じ加配基準に基づき、実際に運営を行っています。

実際に民間園において、低年齢で入園し、後に配慮が必要となった場合でも、医療・療育等の見地からの判断をもとに、保育士の加配を行いながら、その園で保育を継続したり、新たに入園する場合でも、その時のクラスの子どもたちや保育士の配置の状況等により、配慮の必要な子どもの受け入れを行ったりしています。

なお、保育士(正規職員)については人事異動で他の町立保育所に異動しますが、会計年度任用職員については1年ごとの契約となっていますので、引き続き担当の加配保育士を民間事業者がより良い条件で雇用してもらうよう働きかけ等を行います。

Q17 町立に比べ時給や待遇面で下回る民間保育園に移管することで、保育士がさらに不足しないのですか

A) 保育士不足が進行したとしても、国の配置基準を満たさなければ認可自体受けることができません。民営化に際して、現西保育所と同規模の入所児童の受け入れが可能であること、そのための保育士が確保できるという条件は当然に付されますので、そのような条件を満たす事業者にはしか移管することはございません。

Q18 特別保育サービス(休日保育等)は町立保育所でも実施しないのですか

民営化後、保育の質が低下するようなことはないですか

A) 特別保育サービスは町立保育所で実施することは不可能ではないかもしれませんが、町の財政事情の問題、勤務条件等により運営の効率性の問題などがあるため、町立保育所ではニーズに応じた特別保育サービスの実施は困難と考えています。

これまでも町立保育所は、様々なご事情を抱える家庭のセーフティネットとしての役割、標準的な保育水準を示す役割を担い、また、民間保育園では、配慮が必要な子どもの受入も拡充しつつ、その柔軟性を活かし特別保育サービスを実施するなど、それぞれの長所を活かし、役割分担をしていきたいと考えます。

厳しい財政状況の中、高まる保育ニーズに応え、保育サービスを充実させていくため、特別保育サービスや施設整備において、国・府等の補助金活用が可能となる民営化という手段を選択するに至った次第です。

また、保育の質については、民営化後も町が管理監督を行う責任がありますので、質の低下を招くことのないよう指導・監督を行います。

6. その他の事項に関すること

Q19 転所する際に優先的な配慮をしてもらえますか

A) 転所にあたっては、入所基準に則って決定しております。民営化を理由とする優先的な配慮等はできませんのでご理解下さい。

Q20 町立保育所から民営化移行の過去2回、臨時職員の方が民間園に継続雇用をした人数はわかりますか

A) 第6保育所からアトム共同保育園へ移行した際、引継ぎ保育の後、園が正規職員を広く公募し、お一人が正規職員として採用されています。

また、第4保育所がさくら保育園に移行した際も、引継ぎ保育の後、園が臨時職員を募集し、お二人が任用されています。

人数は少ないかもしれませんが、引継ぎ保育等により、安心して保育が受けられるよう努めてまいりたいと考えます。

Q21 給食はどうなりますか

A) 現在、町立保育所では、町が委託する事業所で調理したものを外部搬入し提供していますが、民間園の場合は自園調理が前提となります。

また、現在行っている給食試食会の実施や献立会議などにより、給食の内容を検討していくプロセス等についても業者選定に関する基準の一つとすることも考えられます。

なお、町立、民間に関わらず給食、食育活動等を実施する際には、国の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に従い、安全を最優先した食物アレルギー対応が行われておりますので、業者選定にあたっては十分に確認していくこととなります。